

令和6年1月19日

飲料用自動販売機設置事業者の募集

東京都立城東職業能力開発センター施設内にて飲料用自動販売機を設置する事業者を下記のとおり、公募いたします。

記

1 趣 旨

東京都立城東職業能力開発センター（以下、「城東センター」という。）の訓練生等の福利厚生の一環として、飲料用の自動販売機を設置する。

2 設置場所

名 称：東京都立城東職業能力開発センター

所在地：東京都足立区綾瀬5-6-1

3 募集者数

9者以内

4 募集期間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月2日（金）まで

下記、8「提出書類」を添えて応募窓口へお申し込みください。

5 応募窓口（申込み先）

名称：東京都立城東職業能力開発センター 人材育成課経理担当

住所：東京都足立区綾瀬5-6-1

電話：03-3605-6140

窓口時間：午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く）

6 応募条件

- (1) 自動販売機が消費する光熱水費は負担することとし、光熱水費の算定に必要な子メーターを設置すること。
- (2) 商品の補充、空き容器の回収は定期的に行うこと。

7 自動販売機設置の仕様

- (1) 販売対象者：城東センター訓練生徒等
訓練生徒数、一日平均200人（定員320人）

(2) 設置期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 設置場所：城東センターが指定する場所

(4) 販売価格：安価な値段設定を基本とする。

8 提出書類

(1) 施設使用者経歴書（様式） 1部

(2) 定款 ※原本証明印を押印してください 1部

(3) 直近の納税証明書〔法人税〕（原本） 1部

(4) 販売品目及び価格表等の資料 1部

（以下の内容を記載してください）

- ・販売機のメーカー・型番・寸法・設置面積（資料添付のこと）・消費電力
- ・販売品種類（缶・紙パック等）・最大種類数
- ・提供品目と価格（市価での販売は不可。市価との比較表を付けてください。）
- ・容器のリサイクル方法

9 その他

(1) 自動販売機設置後であっても、使用許可条件に違反した場合は使用許可を取り消す場合がある。

(2) 自動販売機設置に関して発生した事故については、補償問題等を含めて設置事業者の対応となる。

(3) 自動販売機設置の事業者に選定された場合でも、次期の自動販売機設置について更新を約束するものではない。